

湯沢雄勝広域市町村圏組合

やまぼと園

指定管理者募集要項

令和5年10月

湯沢雄勝広域市町村圏組合

1 対象障害者支援施設の概要

- (1) 名称 湯沢雄勝広域市町村圏組合やまばと園
- (2) 所在地 秋田県湯沢市三梨町字飯田二ツ森43番地
- (3) 設置目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、利用者の意向を尊重し、多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるようにする。
- (4) 建物概要
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 敷地面積 | 22,128.0㎡ |
| ・ 本館 面積 | 3,170.1㎡ |
| （構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建） | |
| ・ 体育館 面積 | 341.4㎡ |
| （構造 鉄骨造平屋建） | |
| ・ 車庫 面積 | 97.0㎡ |
| （構造 鉄骨造平屋建） | |
| ・ 倉庫 面積 | 79.0㎡ |
| （構造 鉄骨造平屋建） | |
- (5) 入所定員 60人
- (6) 建物仕様
- | | |
|----|---------------|
| 居室 | 2人部屋（18㎡）×29室 |
| | 1人部屋（13㎡）×5室 |
- 医務室、静養室、相談室、作業室、家庭室、多目的ホール、体育館ほか
- (7) 竣工時期 平成15年3月19日

2 関係法令等の遵守

管理運営に当たっては、次の関係法令等を遵守するものとする。

地方自治法（以下「自治法」という。）及び地方自治法施行令、障害者総合支援法、湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「組合」という。）障害者支援施設設置条例

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 組合障害者支援施設設置条例第5条に関すること。
- (2) 組合やまばと園管理運営規則第7条に関すること。
- (3) 指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託できない。ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ組合と協議して、組合が承認した場合は、委託することができる。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 利用料金

施設の利用に係る料金は、当該指定管理者の収入として収受するものとする。利用料金の額は、障害者総合支援法第29条第3項の規定により算定する額とする。

6 指定管理料

利用料金制度により、指定管理料は支払わない。詳細は、指定後に締結する協定書で定める。

7 応募資格（次の条件を満たす団体に限る。）

- (1) 県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であり、次のいずれかの社会福祉事業の実績があること。

ア 障害者支援施設を経営する事業

イ 障害福祉サービス（ただし、生活介護、短期入所、施設入所支援、就労継続支援に限る。）を経営する事業

※ 上記事業を地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。

- (2) 団体又はその代表者が次の項目に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、組合における一般競争入札の参加を制限されている者

エ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者

オ 国税及び地方税を納税する義務がある者にあつては、その全部又は一部を納付していない者

カ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

キ 会社更生法、民事再生法等の規定により、更生又は再生の手続をしている者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

(3) 組合やまばと園の管理運営を行ううえで、人的及び物的管理能力がある団体

8 申請書類の受付期間等

令和5年10月2日（月）午前9時から10月31日（火）午後5時まで

（土、日、祝日を除く。）

組合事務局事業管理課事業管理班までに、持参又は郵便（10月31日消印有効）のいずれかで提出すること。

9 募集要項に対する質問受付期間等

令和5年10月2日（月）午前9時から10月23日（月）午後5時まで

質問書（様式第3号）を記入のうえ、メール、FAXで提出すること。

※ 質問の回答は、組合ホームページで公表する。

10 選定スケジュール

(1) 選定委員会による審査 令和5年11月下旬

・ 書類審査及びヒアリング

※ 評価基準の評価内容による書類審査

(2) 指定管理者の候補者の選定及び公表 令和5年12月中旬

(3) 指定管理者の指定 令和5年12月下旬

(4) 指定管理者との協定書の締結 令和6年3月

11 施設案内

事前に、組合事務局事業管理課事業管理班まで申込が必要とする。

12 選定について

組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に基づき、組合管理者が候補者を選定し、組合議会の議決を経て、指定する。

13 協定書の締結について

組合議会での議決後、指定期間内に指定管理者が行う業務の範囲等について協議を行い、協定書を締結する。

14 選考結果の通知について

選考可否にかかわらず、全員に結果を通知する。（令和5年12月中旬）

15 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の書類を提出すること。

（正本1部、副本1部）

ア 管理者指定申請書（様式第1号）

イ 申請資格を有していることを証する書類

（ア）当該法人の登記事項証明書

（イ）定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

（ウ）申請資格に関する申立書（別記様式）

ウ 管理を行う公の施設の事業計画

（ア）やまばと園の管理に係る事業計画書（様式第2-1号）及び令和6年度から令和10年度までの各年度の収支計画書（様式第2-2号）

エ 経営状況を説明する書類

（ア）令和4年度の収支計算書又はこれらに相当する書類

（イ）令和4年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

ただし、令和5年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録とする。

(ウ)令和5年度の収支予算書及び事業計画書

(エ)令和4年度の事業報告書（作成している場合。）

(オ)役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

オ 国税及び地方税を納付していることを証する書類

(ア)国税及び地方税の納税証明書

16 その他

- (1) この施設に対して、複数の申請を行うことはできない。
- (2) 申請に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 申請書類の著作権は応募者に帰属するが、組合が必要と判断する場合は、組合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の提案があり、これらを用いる結果生じる事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。
- (5) 申請書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

17 申請書類の提出先及び問い合わせ先

湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局 事業管理課 事業管理班

〒 012-0827 秋田県湯沢市表町三丁目3番14号 消防庁舎2階

電話：0183-73-9691 FAX：0183-72-3821

E-mail：jigyo@yukoiki.or.jp

別紙 1

評価基準（評価のポイント）	
1 指定管理者としての適性	
1-1 施設の管理運営 （指定管理業務）に対する理念、基本方針 配点（10点） 基準点（6点）	① 応募団体が、施設の設置目的や性格等を十分に理解したうえで、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
1-2 安定的な人的基盤や財政基盤 配点（15点） 基準点（9点）	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込があるか。
1-3 実績や経験等 配点（15点） 基準点（9点）	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2 管理運営計画の適確性	
2-1 施設の設置目的の達成に向けた取組 配点（10点） 基準点（6点）	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。
	⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組等の提案があるか。
2-2 利用者の満足度 配点（10点） 基準点（6点）	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ 利用者のニーズ等に沿った取組（社会参加や生きがいづくり等）が考えられているか。
	⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

<p>2-3 指定管理料及び 収入 配点（10点） 基準点（6点）</p>	<p>① 収入が最大限確保される提案であるか。</p>
<p>2-4 収支計画の妥当 性及び実現可能 性 配点（10点） 基準点（6点）</p>	<p>① 収支計画が妥当かつ実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。</p>
<p>2-5 管理運営体制等 配点（10点） 基準点（6点）</p>	<p>① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験等を有しているか。 ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。</p>
<p>2-6 平等利用、安全 対策、危機管理 体制等 配点（10点） 基準点（6点）</p>	<p>① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか ② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。 ③ 利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。 ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 ⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制等が十分に考えられているか。</p>

※ 配点100点、基準点60点